

随意契約理由書

件名	庁舎電話設備の調達 その9
契約の相手方	日本電気株式会社 神戸支社
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第2項
随意契約の理由	
<p>本庁舎3号館解体に伴い、本庁舎4号館ならびに大神ビル送りの電話配線が切断されるため、電話設備の機能維持が必要となる。本件は、電話設備の機能維持に必要となる電話機器（電話交換機、電話機等）を調達するものである。</p> <p>本庁舎4号館や大神ビルに調達する電話機器は、現状、本庁舎で利用している電話機器の機能を維持する必要があり、本調達においては、上記業者が既に設置している本庁舎の電話交換機に機器の追加や設定の変更が必要となる。</p> <p>したがって、本調達では本市独自のシステム・ソフトウェア構築を熟知していることが不可欠であり、当該設備の製造メーカー・設備施工業者である上記業者以外では、設備についての知識やノウハウがなく、部品・材料の入手において調達・設定できない。</p> <p>以上の理由により、当該業務は上記業者しか履行できないため、随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局 庁舎管理課 (電話番号 078-322-5591)